

第 1 章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

I. 計画の背景と目的

福岡県耐震改修促進計画は、地震による建築物倒壊などの被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号以下「耐震改修促進法」という。）に基づき平成19年3月に策定した。

その後、平成25年11月に改正法が施行され、不特定多数の人が利用する大規模な建築物に対する耐震診断の義務付けやその結果の公表による建築物の耐震改修の促進に向けた取組みが強化されたことから平成28年4月に本計画を改定した。

平成28年4月の熊本地震や平成30年6月の大阪府北部地震などの大地震の発生や、平成31年1月の耐震改修促進法施行令の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向も踏まえた計画とするため、令和3年3月に本計画を一部改めた。

令和3年12月の国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改正や国土強靱化年次計画2022などによる耐震化の目標を踏まえた計画とするため、令和5年10月に本計画を一部改めた。

II. 耐震化を取り巻く社会動向

1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると次頁のとおりとなる。

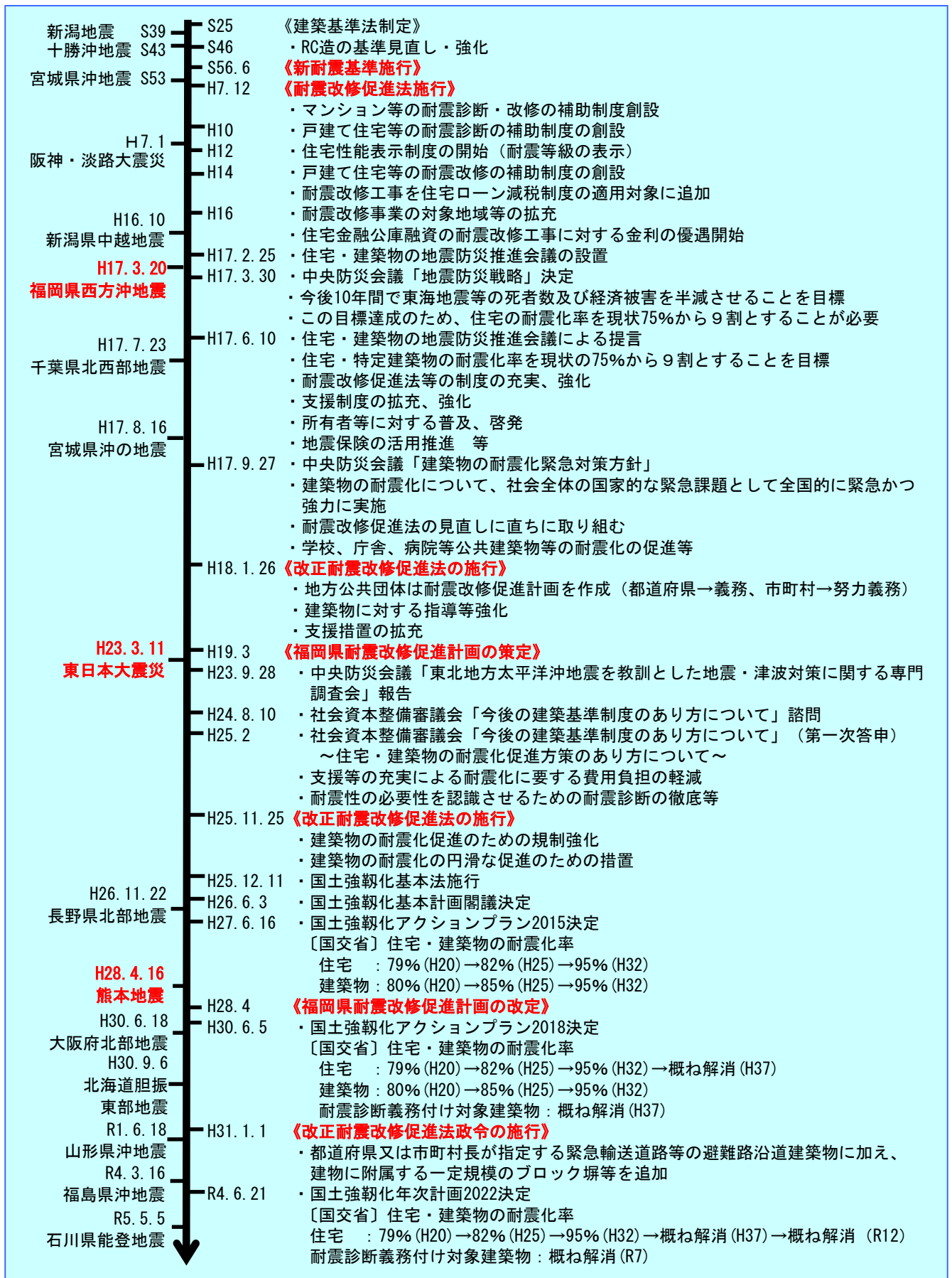
昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年の東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法、平成30年の大阪府北部地震を契機として平成31年1月に同法施行令が改正され現在に至っている。

主な地震

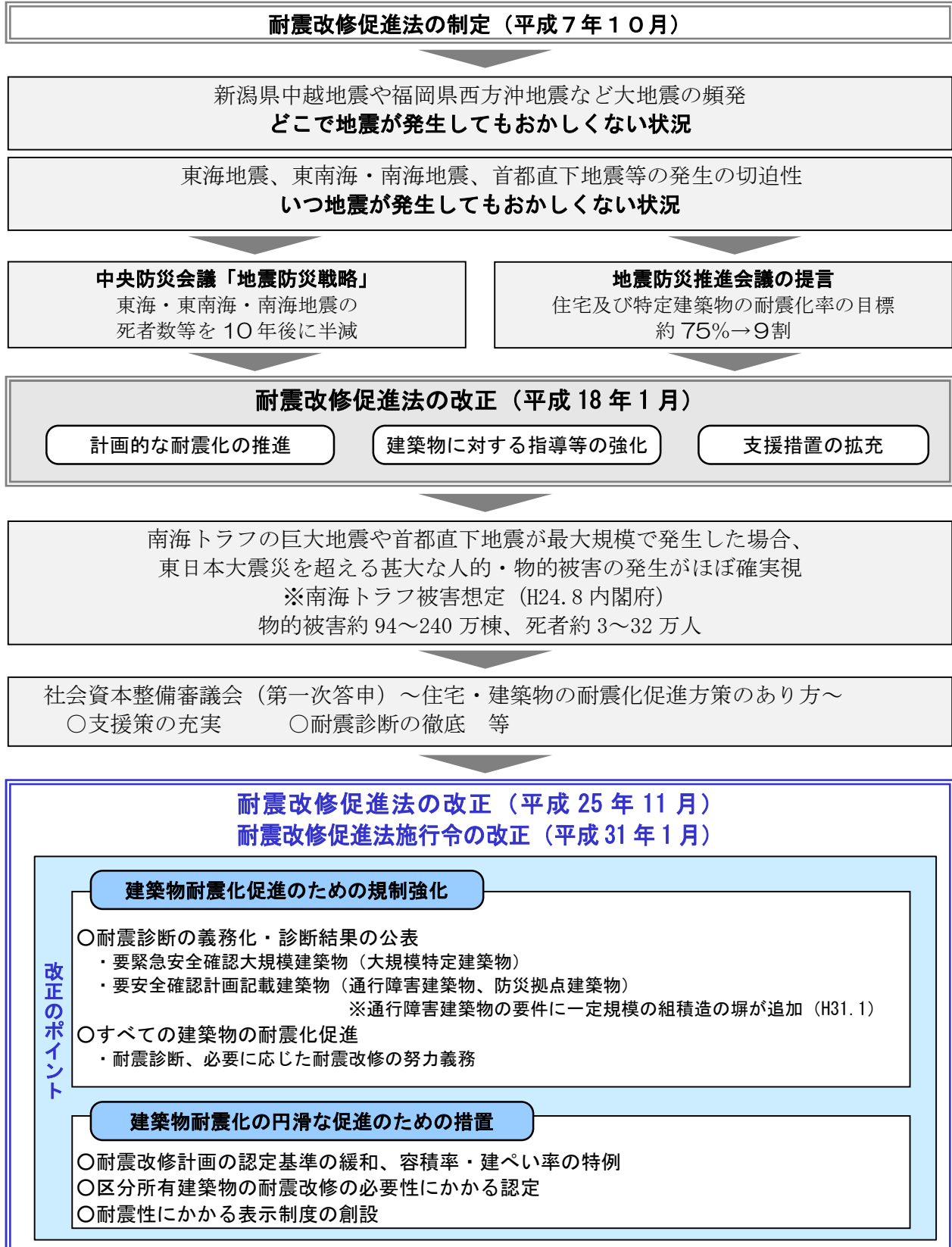
施策の変遷



2) 耐震改修促進法改正の概要

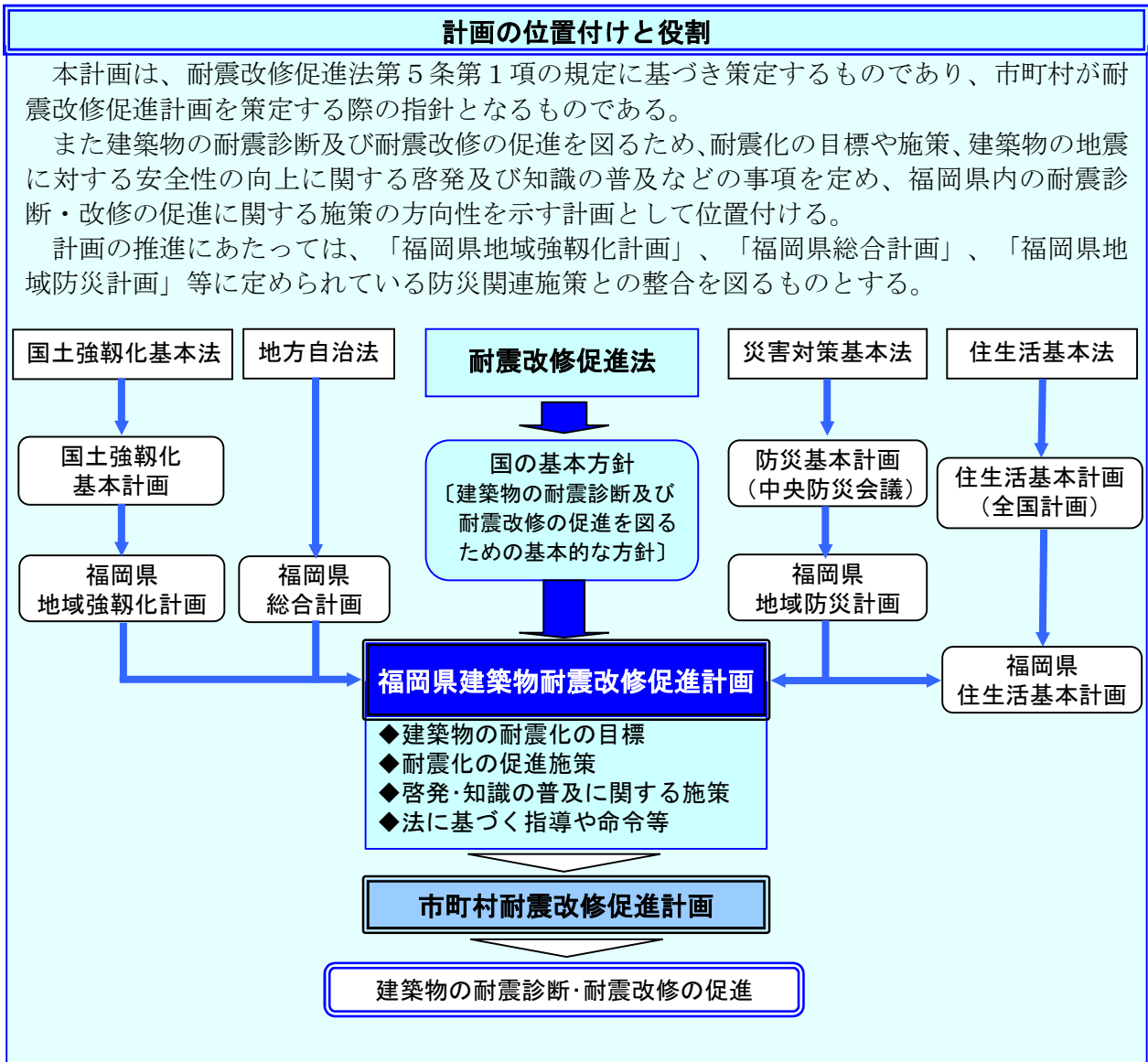
南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」を目的として、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行された。

また、平成30年6月の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物に建物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成31年1月より施行されている。

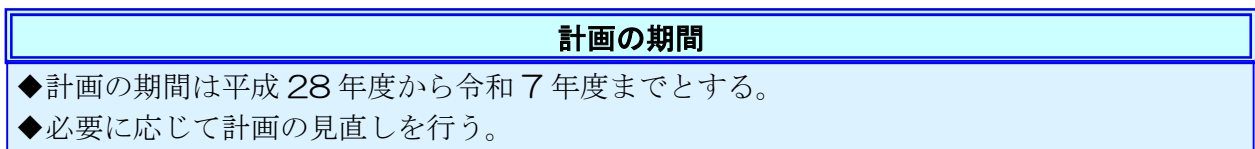


III. 計画の位置付け

1) 位置付けと役割



2) 計画の期間



3) 計画の構成

